

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和 8 年 10 月 22 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
血管造影室 1 検査室改修工事
- (2) 履行内容
別紙「佐賀県医療センター好生館 血管造影室 1 検査室改修工事 業務仕様書」
(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 履行期限
令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地 佐賀県医療センター好生館
血管造影室 1 検査室

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たした者でなければ、本入札に参加することができない。

- (1) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 令和 2 年 1 月 1 日以降に、九州内の病院施設への株式会社島津製作所製の血管造影装置「Trinias B8s with SCORE Opera」もしくは同社血管造影装置の納入及び納入に係る必要工事の実績を有すること。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 2 条第 5 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形または小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 開札日以前に届出者と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある監理技術者を本工事に配置できること。
- (7) 本請負工事の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続の申立てがなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格申請書を再提出し、前記（2）の決定を受けた者を除く。
- (8) 本工事の他の入札参加者と資本もしくは人事面において強い関連がある、次に掲げるものでないこと。
 - ・ 法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）
 - ・ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社
 - ・ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律

第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部署

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係(医療機器担当)

電 話 0952-28-1153

ファックス 0952-28-1253

電子メール keiyaku@koseikan.jp

(2) 関係書類の交付期間及び交付方法

令和8年10月22日(木)から令和8年10月30日(金)まで、佐賀県医療センター好生館のホームページ(<https://www.koseikan.jp/>)に掲載する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札参加の確認

ア 本入札への参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札参加資格確認申請書、営業概要書、現場代理人等配置予定事前届出書、業務受託実績届を、令和8年10月30日(金)午後5時15分までに、持参又は郵送により、3の(1)の部署に提出すること。

イ 提出期限までに3の(4)のアで定める必要書類を提出しなかった者については入札参加意思が無いものとし、本入札に参加することができない。

ウ 提出した入札参加申請書に関して説明を求められた場合は、入札参加希望者は、これに応じなければならない。また、必要に応じ、追加で書類、資料等の提出を求めることがある。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年11月2日(月)午前10時00分

イ 場所

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 本館2階 多目的ホールC

ウ 提出方法

入札書は持参による提出に限る。

(6) 入札に関する事項

ア 入札は、入札参加申請者又はその代理人が行うものとする。

ただし、代理人が行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

イ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額)を記入すること。

(7) 開札に関する事項

入札を行った入札参加申請者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(8) 交渉権者及び交渉順位の決定方法等

ア 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者を交渉権者とする。

なお、第 1 回目の入札で、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者がいない場合は、再度入札（第 1 回目を含め 5 回を限度）を行う。

イ 交渉権者が複数ある場合は、入札金額の低い者から順に交渉順位を付する。ただし、最も価格の低い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより上位交渉権者を決定する。なお、この場合において、当該入札者のうち出席しない者またはくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 交渉権者の入札金額によっては、その者より本業務に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と本業務に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、その者を交渉権者から除外することがある。

(9) 交渉の実施及び契約の相手方の決定

ア 交渉権者及び交渉順位が決定したときは、直ちに最高順位の交渉権者と価格交渉を行う。

イ 交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合には、その者を契約の相手方とする。

ウ 交渉権者又はその代理人との交渉が不調となった場合は、次順位の交渉権者又はその代理人と価格交渉を行うことができる。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 入札参加資格のない者

イ 本入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 金額を訂正した入札書を提出した者

カ 誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者

キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効であると認められる入札書を提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札を行った者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札書等の書換え等

入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(12) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合の損害は、入札参加申請者の負担とする。

- ア 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。
- イ 入札参加申請者及びこれに関係する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

4 入札に関する質問回答

(1) 質問の受付

- ア 本入札についての質問は、質問書（別記様式 5）により受け付ける。
- イ 質問の受付期間は令和 8 年 10 月 22 日（木）から令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 5 時 15 分までとする。
- ウ 受付担当部署は 3 の（1）の部署とする。
- エ 質問書の提出は、質問書を添付した電子メールを 3 の（1）の電子メールアドレスに送信すること。

(2) 質問の回答

- ア 質問は、令和 8 年 10 月 29 日（木）午後 5 時 15 分までに回答する。
- イ 質問回答書を添付した電子メールを、入札参加申請書を提出したすべての者に送付する。

(3) その他

- ア 5 の（1）のイの質問受付期間以外に提出された質問は、一切受け付けない。
- イ 質問書（別記様式 5）によらない質問は、一切受け付けない。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 18 条第 1 項第 3 号の規定により免除する。

(4) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

(5) 提出された書類、資料等の取り扱い

提出された書類、資料等は返却しない。

なお、提出された書類、資料等は、本入札の目的以外の目的には使用しない。

(6) 談合情報

ア 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

イ 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。

(7) その他

本入札の執行については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則の定めるところによる。